

| 請求に係る公文書の内容 (各文書 内訳) | |
|--|---|
| (1) 診察要否決定書(2) (31福保障精医第2219号) (2) 診察要否決定書(2) (31福保障精医第2258号) (3) 診察要否決定書(2) (31福保障精医第2261号) (4) 診察要否決定書(2) (31福保障精医第2320号) (5) 診察要否決定書(2) (31福保障精医第2326号) (6) 診察要否決定書(2) (31福保障精医第2328号) (7) 診察要否決定書(2) (31福保障精医第2330号) | 診察要否決定書(2) |
| | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条通報の診察要否について(通知)(案) |
| | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条・第24条・第25条・第26条及び第26条の3通報受理書兼調査書並びに第26条の2届出調査書 |
| | 精神障害者の釈放に伴う通報について |
| (8) 令和元年度 26条通報 | |

| 請求に係る対象公文書 | 非開示部分 | 開示しない理由 |
|---|---|--|
| 診察要否決定書(2) | 先方の文書記号 被診察者氏名 生年月日 年齢 性別 診察の要否 | 東京都情報公開条例(以下「条例」と言う)第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | 職員氏名及び印影 | 条例第7条第6号に該当 精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条通報の診察要否について(通知)(案) | 宛名 文書番号(通報) 被診察者名及び生年月日 診察の要否(理由) | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | 職員氏名 | 条例第7条第6号に該当 精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条通報受理書兼調査書 | 精神障害者(又はその疑のある者) ・氏名、生年月日、年齢、性別 ・住所、電話 ・本籍 家族等引受人 ・氏名、続柄 ・住所、電話 通報機関名 病状の概要 問題行動 ・精神障害又はその疑いに基づく事実行為 ・予測 入院歴 診察の適否 備考 処理方法 | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | 職員氏名及び印影 | 条例第7条第6号に該当 精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 |
| 精神障害者の釈放に伴う通報について ・31福保障精医第2219号 ・31福保障精医第2258号 | 文書番号 氏名 性別 生年月日 居住地 引受人氏名 引受人住所 釈放年月日 病名・病状 その他 矯正施設名 部署名 矯正施設長名 担当者名 矯正施設電話番号 担当部署内線番号 | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | 矯正施設長公印 | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | | 条例第7条第4号に該当 印影の偽造等による犯罪を防止するため |

| 請求に係る対象公文書 | 非開示部分 | 開示しない理由 |
|---|--|--|
| 精神障害者の釈放に伴う通報について ・31福保障精医第2261号 | 文書番号 氏名等 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・帰住地 ・引取人 病状の概要 ・病名 ・投薬状況 釈放の日 その他参考事項 ・罪名 ・入所数 ・犯罪の概要 ・所内動静 ・矯正施設名 ・部署名 ・担当者名 ・矯正施設長名 ・矯正施設電話番号 | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | 矯正施設長公印 | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | | 条例第7条第4号に該当 印影の偽造等による犯罪を防止するため |
| 精神障害者の釈放に伴う通報について ・31福保障精医第2320号 ・31福保障精医第2326号 ・31福保障精医第2328号 ・31福保障精医第2330号 | 文書番号 満期釈放・仮釈放 釈放日 被収容者氏名 帰住予定地 担当部署名 担当者名 矯正施設長名 担当部署電話番号 矯正施設電話番号 担当部署内線番号 氏名 性別 生年月日 通報意見 ・入院及び治療に関する医師の意見 ・その他26条通報に係る特に参考となるべき事項（薬物使用歴、自殺未遂歴、精神科入院歴） 社会的状況 ・釈放年月日 ・本籍地 ・入所直前の住所 ・帰住関係（帰住予定地、引受人等） 精神医学的所見 ・病名 ・現症 ・服薬状況 犯罪の概要 ・本件事案 ・犯罪歴 | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | 矯正施設長公印 | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |
| | | 条例第7条第4号に該当 印影の偽造等による犯罪を防止するため |

| 請求に係る 対象公文書 | 非開示部分 | 開示しない理由 |
|----------------|--|--|
| 令和元年度 26条通報 | 氏名 性別 生年月日 年齢 住所 電話 刑務所等 本籍 入院歴 診察要否 引受人家族等 続柄 家族住所 家族電話 診察否理由 先方の文書番号 管理者名 釈放・退院・退出 釈放・退院・退出日 病状概要 罪名 | 条例第7条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため |